

# いじめ防止対策推進法に基づく本校の取組について

北海道札幌平岡高等学校 令和7年（2025年）5月

本資料は、「いじめ防止対策推進法」（以下、法という。）の趣旨を踏まえ、学校のいじめ防止等の取組を保護者の皆様に理解していただくことを目的に作成しました。

## 1 いじめの定義について（法には次のとおり定められています。）

いじめとは、児童生徒と一定の人間関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）で、その行為の対象になった児童生徒が心身の苦痛を感じているもの。

いじめ  
とは？

一定の人間関係にある他の児童生徒が行う

心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネット上も含める）

行為を受けた児童生徒が心身の苦痛を感じている

それでは、次のケースはいじめにあたるでしょうか？ 考えてみましょう！！

同じクラスの生徒と遊んでいるうちに、自分の嫌がる顔やポーズをさせられ、スマートフォンで撮影された。ただし、その行為は「一度きり」で、今は行われなくなっている。自分としては、その画像が友達の間のSNSを通じて拡散されるのではないかと考えると、とても苦痛だ。

友達の間で、たとえ一度きりで、今、行為が行われていなくても、行為を受けた生徒が心身の苦痛を感じていれば、学校はいじめとして認知し、解消に向けて対応します。

### いじめの対応について

- ・学校は、学校いじめ対策組織で対応します。
- ・「けんか」や「ふざけ合い」であっても、目に見えないところで被害が発生している場合もあるため、背景にある事情を把握し、児童生徒の感じる被害性に着目して、いじめに該当するか否か判断します。
- ・いじめは、被害と加害の関係が入れ替わることもあることを踏まえて対応します。

### いじめの解消について

- ・いじめが「解消している」状態とは、
  - ① いじめに係る行為が止んでいる状態が相当の期間継続していること。
  - ② 被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと。
- ・いじめの解消の判断は学校いじめ対策組織により、判断します。

## 2 「いじめ防止対策推進法」に定める学校の取組

本校のいじめ防止に向けた取組を紹介します。

北海道  
札幌平岡高等学校  
いじめ防止基本方針  
(概要)  
全文は学校 HP を  
御覧下さい。

学校は全ての生徒が安全で安心して学び、お互い切磋琢磨しつつ、人間として成長していく場でなければなりません。いじめ行為は、相手に対して心身の苦痛を与えるとともに、自らの人間性をも傷つける行為です。いじめによって、不登校や自らの命を絶つことなどの深刻な影響を与えることもあります。学校はいじめは許されないことであるとの共通理解のもと、生徒同士の相互理解を深め、いじめ克服に向けて取り組み、いじめのない学校づくりを推進します。

北海道  
札幌平岡高等学校  
いじめ対策組織  
の役割や活動

○構成員：教頭・生徒指導部長・生徒指導部副部長・生徒指導部担当者3名・養護教諭  
・特別支援コーディネーター・PTA 役員・学校評議員・スクールカウンセラー  
○役割と活動：いじめに係る取組についての生徒及び保護者への周知、説明  
いじめの未然防止のための日常の指導、早期発見  
いじめを認知した場合の解決に向けた組織的な対応  
いじめ防止等に対する取組の評価

本校の  
いじめ防止  
プログラムの活動

○いじめ対策組織の定期開催  
○生徒理解の活動：年2回の「ほっと」の実施  
「健康観察・教育相談フォームの運用」  
○教育相談体制の確立：年間を通したスクールカウンセラーによる相談体制確立  
本校教員による「教育相談週間」の設定と実施  
○いじめ撲滅の意識の啓蒙：生徒会による活動など

不明な点やいじめに関する相談は、遠慮なく相談ください。

いじめに関する相談は、学級担任の他、相談しやすい教職員に遠慮せず相談してください。また、相談窓口として、「いじめ対策組織」を設置しています。気軽に相談願います。

令和7年度の北海道札幌平岡高等学校のいじめ対策組織担当は、教頭です。

連絡先(011)-882-8122 (学校代表電話)

### 北海道教育委員会の相談窓口

相談窓口	電話番号	相談時間等
北海道子ども相談支援センター（電話） (メール)	0120-3882-56 <a href="mailto:sodan-center@hokkaido-c.ed.jp">sodan-center@hokkaido-c.ed.jp</a>	毎日 24 時間
北海道立特別支援教育センター（電話） (メール)	011-612-5030 <a href="mailto:tokucensoudan@hokkaido-c.ed.jp">tokucensoudan@hokkaido-c.ed.jp</a>	祝日・年末年始を除く平日 9~12 時 13~17 時
石狩教育局教育相談電話	011-221-5297	

道教委ホームページで、道のいじめに関する条例やいじめ防止基本方針、いじめに関する調査結果などを確認できます。

北海道教育庁学校教育局  
生徒指導・学校安全課  
Web ページ

